

東日本大震災により離職を余儀なくされた方などの雇用に取り組む県内中小企業者の方へ（震災離職者雇用支援枠のご案内）

県では、東日本大震災の影響により離職を余儀なくされた方や他県からの避難者などの雇用に取り組む県内中小企業者を金融面から支援するため、県単特別保証融資制度「青森県未来への挑戦資金」において、低利でご利用可能な「震災離職者雇用支援枠」を新たに創設しましたのでご利用ください。（平成23年4月22日からの取扱い）

ご利用いただける方

次のいずれにも該当する方

- (1) 県内に事業所を有する中小企業者（中小企業者として創業する者を含む）であること
- (2) 常時使用する従業員（正社員）として次のいずれかに該当する方を1名以上雇用する計画の事業であること

- ① 東日本大震災により直接被災した企業からの解雇等による離職者（内定取消、被災者等含む）
- ② 東日本大震災により、他県から本県に避難してきた者
- ③ 東日本大震災に伴う間接被害の影響を受けた企業からの解雇等による離職者（内定取消含む）

（融資実行後原則3ヶ月以内に雇用し、かつ1年以上継続して雇用すること、並びに法律上義務づけられている労働保険及び健康保険の加入が条件となります。）

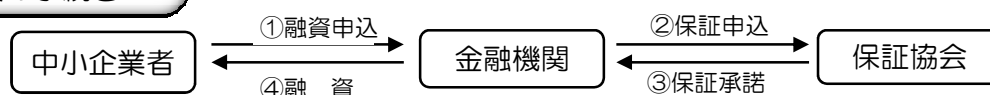
ご融資の条件

- 融資限度額 1億円（但し、創業者は所要額の80%以内）
- 融 資 利 率 ①及び②の該当者を雇用する場合、年0.8%
③の該当者を雇用する場合、年1.0%
- 融 資 期 間 運転10年以内（うち据置2年以内）、設備15年以内（うち据置3年以内）
- 担 保 必要に応じて徴求
- 保 証 人 原則として法人の方は代表者のみ、個人の方は不要
- 保証料率 原則年0.45～1.90%
（担保の有無等に応じた割引制度や、特別な保証料率が適用される場合有り）

利用後のお約束

- 融資実行後の雇用状況を確認するため、雇用開始時及び雇用開始後1年経過時点で、県（商工政策課）に対して、すみやかに雇用状況を報告することが義務付けられています。
- 万一、雇用の要件を満たさない場合や、雇用状況の報告を怠った場合には、当初の融資利率の条件が変更されることとなりますので、ご注意下さい。
【当初の適用利率(1.0%または0.8%)→<条件変更>→「金融機関所定利率-0.3%」】

融資の手続き



融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査及び信用保証協会の保証審査が必要です。
融資額は、各企業の信用保証枠の範囲内でのご利用となります。

- 取扱金融機関 県内金融機関（銀行、信用金庫、青森県信用組合、商工中金）
- 問い合わせ先 青森県信用保証協会 電話017-723-1354（業務課）
青森県商工政策課商工金融グループ 電話017-734-9368